

## 国民健康保険料納付指導員設置要綱

(総則)

第1条 国民健康保険料の収納率の向上及び保険料の賦課の適正化を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、本市に国民健康保険料納付指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 指導員は、国民健康保険制度について、深い理解と関心を持ち、第5条に規定する職務に適すると認められる心身共に健康な者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 指導員の任期は、4月1日から当該年度末までの1年とし、補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(身分等)

第4条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 指導員は、予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）第102条第1項に定める現金取扱員とする。

3 指導員は、その身分を示す国民健康保険料納付指導員証（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 指導員は、退職し又は解職されたときは、速やかに国民健康保険料納付指導員証を市長に返還しなければならない。

(職務)

第5条 指導員は、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 国民健康保険の保険料及びその附帯金（以下「保険料等」という。）の督促及び徴収に関すること。

(2) 国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の所得申告の催告及び所得申告書の受理に関すること。

(3) 被保険者の異動状況の調査に関すること。

(4) 保険料等に係る口座振替制度の利用の促進に関すること。

(5) 被保険者のうち所在不明者及び郵便物不達者の調査に関すること。

(6) その他市長が必要と認めること。

(勤務日数等)

第6条 指導員の勤務日数は、週4日（年末及び年始は除く。）とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後8時までの時間のうち、7時間45分とす

る。ただし、本市役所内の事務室において業務を行う日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分（午後零時から午後1時までの間は除く。）までとする。

（用具の貸与）

第7条 市長は、指導員に対し、職務を遂行するために必要な用具を貸与するものとする。

2 前項の規定により貸与する用具の種類、貸与期間等は、市長が別に定める。

（損害賠償）

第8条 指導員は、故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他の事項）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第3項、第4項関係）

<u>NO</u>		国民健康保険料納付指導員証	
氏名			写真
	年 月 日	生	
	年 月 日	交付	
		横須賀市長	印

備考 写真は、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとする。

(60×90)